

別紙第2

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、職員の給与について、次の事項を実現するため所要の措置をとられるよう勧告する。

1 給 料 表

現行の給料表を国家公務員の俸給表の改定に関する人事院勧告に準じて改定すること。

2 諸 手 当

(1) 初任給調整手当について

ア 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を269,300円とすること。

イ 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,200円とすること。

(2) 扶養手当について

配偶者に係る手当の月額を13,500円とすること。

(3) 通勤手当について

ア 交通機関等利用者に対する通勤手当の額は、その者が利用する交通機関等に応じて6箇月を超えない範囲内で人事委員会規則で定める期間（以下「特定期間」と

いう。) についての運賃等相当額 (当該交通機関等が2以上である場合にあっては、それぞれの特定期間についての運賃等相当額の合計額) とすること。ただし、当該運賃等相当額を当該特定期間の月数で除して得た額 (当該交通機関等が2以上である場合にあっては、それぞれの運賃等相当額をそれぞれの特定期間の月数で除して得た額を合算した額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。) が55,000円を超えるときは、55,000円を1箇月当たりの当該通勤手当の額の限度とすること。

なお、全額支給の限度額を超える場合において当該額との差額の2分の1を加算する措置 (以下「2分の1加算措置」という。) は廃止すること。

イ 交通機関等と交通用具を併用する者の通勤手当の額についても、交通機関等利用者と同様の改定を行うとともに、1箇月当たりの当該通勤手当の額の限度を55,000円とし、2分の1加算措置を廃止すること。

ウ ア又はイの通勤手当のうち特定期間に係る通勤手当は、特定期間の最初の月に係る人事委員会規則で定める日に支給すること。ただし、交通機関等利用者に係る1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超える場合等にあつては、人事委員会規則で定めるところにより支給するものとする。

エ ア又はイの通勤手当を支給される職員について、特定期間において離職した場合その他の通勤の実情に変更が生じた場合で人事委員会規則で定める場合には、人事委員会規則で定める額を返納させることとする。

(4) 期末手当及び期末特別手当について

ア 平成15年度の支給割合

(7) 平成15年12月に支給される期末手当の支給割合を1.45月分 (特定幹部職員にあつては、1.25月分) とし、同月に支給される期末特別手当の支給割合を1.6月分とすること。

(i) 再任用職員については、平成15年12月に支給される期末手当の支給割合を0.75月分 (特定幹部職員にあつては、0.65月分) とし、同月に支給される期末特別手

当の支給割合を0.85月分とすること。

イ 平成16年度以降の支給割合

- (7) 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.4月分及び1.6月分（特定幹部職員にあっては、それぞれ1.2月分及び1.4月分）とし、6月及び12月に支給される期末特別手当の支給割合をそれぞれ1.6月分及び1.7月分とすること。
- (イ) 再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.75月分及び0.85月分（特定幹部職員にあっては、それぞれ0.65月分及び0.75月分）とし、6月及び12月に支給される期末特別手当の支給割合をそれぞれ0.8月分及び0.95月分とすること。

3 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

1及び2の改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、2の(3)及び(4)のイについては、平成16年4月1日から実施すること。

(2) 平成15年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置

ア 平成15年12月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下「期末手当等」という。）の額は、期末手当基礎額又は期末特別手当基礎額に、当該期末手当等の支給割合を乗じて得た額に、在職期間別の割合を乗じて得た額（以下「基準額」という。）から、(7)及び(イ)に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とすること。この場合において、当該相当する額が基準額以上となるときは、当該期末手当等は、支給しないこととすること。

- (7) 平成15年4月1日（その日の翌日以後に新たに職員となった者については、新たに職員となった日）において職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当の基礎額、特地

勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び教職調整額の月額合計額に100分の1.13を乗じて得た額に、同月から1及び2の改定の実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額（同年4月1日から当該実施の日の前日までの間において給料を支給しないこととされていた期間等がある職員にあっては、当該額から当該期間等を考慮して人事委員会規則で定める額を減じた額）

(イ) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の1.13を乗じて得た額

イ 平成15年4月1日から同年12月に支給する期末手当等の基準日までの間において特別職に属する大分県職員等であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものについては、アの額の算定に関し所要の措置を講ずること。